

【募集】「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の二次募集について

本給付金について、文部科学省より二次募集の通知がありましたので、ご案内します。

詳細については、[「申請の手引」](#)をご確認いただき、申請を希望される方は、学生課又は保健看護学部事務室まで申請書類を提出してください。

○事業の概要

本事業は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業となっています。

○支給される金額

住民税非課税世帯の学生は 20 万円、それ以外の世帯の学生は 10 万円です。

○支給対象者

家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて大学において判断します。

○支給完了までの流れ

学生から大学に申込・書類提出



大学で審査



大学から日本学生支援機構に推薦



日本学生支援機構から学生に支給（振込）

○申請書類

1. [学生支援緊急給付金申請書【様式 1】](#)
2. [誓約書【様式 2】](#)
3. 支給要件を満たすことを証明する書類（コピー可）
（「申請の手引き」P7 に掲載されています。）

（注 1）住民税非課税世帯の方であって、修学支援新制度（日本学生支援機構の給付奨学金）支援区分 I で受給中でない場合、「住民税非課税証明書」を提出してください。

（注 2）証明書類が一部間に合わない場合は、事後提出でも差し支えありません。

（注 3）やむを得ない事情により証明書類の提出が困難な場合については、添付を省略して申請することも可能です。ただし、必要に応じてヒアリングさせていただくとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、給付金を返還していただくことがあります。

○申請方法

申請書類を学生課又は保健看護学部事務室へ郵送またはメール（誓約書、証明書類は画像ファイル可）で提出してください。（対面授業日であれば、窓口に持参可）

医学部

【郵送先】〒641-8509 和歌山県和歌山市紀三井寺 811-1

和歌山県立医科大学 学生課 奨学金担当者 あて

※郵送の際は、簡易書留、レターパック等、**配達記録が残る方法**で郵送してください。

【メール送付先】ogawa712#wakayama-med.ac.jp（#を@に変換してお送りください）

※送信の際は、必ず学内メールアドレス（d学籍番号#wakayama-med.ac.jp）を使用し、件名に用件を記載してください。

保健看護学部

【郵送先】〒641-0011 和歌山県和歌山市三葛 580

和歌山県立医科大学 保健看護学部事務室 奨学金担当者 あて

※郵送の際は、簡易書留、レターパック等、**配達記録が残る方法**で郵送してください。

【メール送信先】rima#wakayama-med.ac.jp（#を@に変換してお送りください）

※送信の際は、必ず学内メールアドレス（n学籍番号#wakayama-med.ac.jp）を使用し、件名に用件を記載してください。

○申請期限

7月20日（月）（必着）

○2次募集における注意事項

・1次募集で既に推薦済みの学生が再度申請することは認められません。推薦済みの学生については、日本学生支援機構において順次送金の手続きを進めているところですが、給付金がまだ込まれていない学生は、推薦状況を学生課または保健看護学部事務室まで問い合わせてください。

・1次推薦時において給付額10万円（非課税世帯以外）で推薦された学生が、その後、住民税非課税世帯の学生であることが判明した場合は、2次募集において10万円を追加で推薦することが可能ですので、上記申請期限内に住民税非課税証明書を提出してください。

・各大学には配分額が設けられており、大学からは配分額の範囲内で推薦します。追加配分（各学校への配分額の追加）については、2次推薦の状況を踏まえて文部科学省で検討されますが、追加配分を仮に実施することとなった場合でも、新規で募集することは想定していないとのことです。対象となり得る学生については必ず2次募集に申請してください。